

以下の変更等が生じた場合には速やかに変更の手続（書類の提出）をお願いします！

必要書類等	状況
① 記載事項変更届	<ul style="list-style-type: none"> 住所の変更 ・ 氏名の変更 ・ 父母の婚姻、離婚 ・ 認定内容の変更 同居家族の増減（弟や妹の出生、祖父母との別居等）・ 障害者手帳等の更新又は喪失
② 就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> 求職活動中から仕事が決まった場合 転職した場合 ・ 就労内容（勤務時間や日数等）が変更となった場合
③ 申立書兼誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 退職し、求職活動を開始する場合 ・ 家族等の介護や看護をする場合 職業訓練を受ける場合 ・ 妊娠した（出産前後期での入園を希望する）場合 ケガや疾病等により退職、療養する場合 ・ 就学する場合
④ 施設変更申込書	<ul style="list-style-type: none"> 転居等により利用施設を変更したい場合 <p>※転園希望月の前月の5日が申込書の提出期限です。</p>
⑤ 退園届	<ul style="list-style-type: none"> 保育の必要性の事由が消滅した場合 ・ 出産後育児に専念する場合 幼稚園等他の施設の利用を開始する場合 ・ 市外に転居する場合
⑥ 各種施設の 在園証明書 <small>（世帯の中の第3子以降にあたる3～5歳（クラス年齢）の児童のみ）</small> ※毎年度提出が必要となります。 ※証明日は子ども園等に入園する 児童の利用開始日以降に発行され たものが必要となります。	<ul style="list-style-type: none"> 兄や姉が特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設（※1）、企業主導型保育施設に通っている場合や、児童発達支援サービス、医療型児童発達支援サービス（※2）、居宅訪問型児童発達支援サービスを利用している場合（兄や姉が幼稚園、こども園等に在園しながら利用している場合を除く。） <p>※同一世帯の複数の子どもが上記施設又は幼稚園、こども園等を利用する場合、給食費の副食費部分が減免となる場合があります。</p> <p>※在園証明の様式は任意ですが、児童氏名・生年月日、利用施設名、在園期間、証明日（作成日）、証明者の役職・氏名（押印不要）を記載してください。</p>
⑦ 就労開始が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業を終了し復職した場合 ・ 就労先内定（確定）で入園した場合 <p>※就労証明書、復職証明書、辞令又は就労開始月の給料明細書の写しを提出ください。</p>
⑧ 子育て支援課へ連絡	令和5年1月1日時点または令和6年1月1日時点で静岡市外に住民票がある方で、税の修正申告等を行い市町村民税額が変更となった場合

利用者負担額（保育料）・保育必要量の変更を伴う場合は、お手続き（届出）の翌月より変更となります。お手続きが遅れますと、利用者負担額への適用も遅れる可能性がございますのでご注意ください。なお、利用者負担額に影響があるかご不明な場合は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

（※1）静岡県内で該当する施設は富士市の静岡県立吉原林間学園です。

（※2）医療型児童発達支援サービスとは、上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童につき、指定医療機関等において児童発達支援及び治療を行う児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの一つです。静岡県内で該当する施設は静岡市葵区が多機能型児童発達支援センターAs Naturalです。

①から⑤の書類は、利用施設及び各区子育て支援課にございますのでお申し出ください。

また、提出は利用施設、各区子育て支援課のどちらでも構いません。

◎求職活動を事由に入園した方、通園中に退職し求職活動を行う場合の認定期間は通常3か月間となります。期間内に就労証明書が提出されない場合、引き続きこども園等の利用を希望するときは、再度利用申込書を提出いただき、入園の審査を受けていただくことになります。

お問い合わせ先 各区の福祉事務所子育て支援課 入園係

葵 区内の施設をご利用の方

電話：054-221-1095（FAX：054-221-1097）

駿河区内の施設をご利用の方

電話：054-287-8673（FAX：054-287-8805）

清水区内の施設をご利用の方

電話：054-354-2358（FAX：054-354-3132）